

平成27年分 贈与税の申告のしかた

税務署

◇ 平成27年分の贈与税の申告と納税は、平成28年3月15日(火)までです。◇
(詳しくは6ページをご覧ください。)

目次

I はじめに	
1 贈与税の概要	
(1) 暦年課税	2
(2) 相続時精算課税	4
2 贈与税の申告書の提出期間と提出先	6
3 贈与税の申告書の種類	6
4 贈与税の納付	6
5 贈与税の申告に誤りがある場合	8
6 参考	
(1) 贈与税の課税財産	9
(2) 信託に関する権利等の贈与	12
(3) 贈与財産の評価	13
II 申告書の作成例等	
1 贈与税の申告書の書きかた	15
2 申告書の作成例	
【事例1】 暦年課税(特例税率)を適用する場合	21
【事例2】 暦年課税(一般税率及び特例税率)を適用する場合	23
【事例3】 贈与税の配偶者控除の特例(暦年課税)を適用する場合	25
《贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート・添付書類》	26
【事例4】 相続時精算課税を適用する場合	27
《相続時精算課税を選択する場合のチェックシート・添付書類》	30
【事例5】 住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合	31
【事例6】 住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税 選択の特例を適用する場合	33
○ 住宅取得等資金の贈与の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分	37
《A 住宅取得等資金の非課税のチェックシート・添付書類》	38
《B 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例のチェックシート・添付書類》	42
《C 震災に係る住宅取得等資金の非課税のチェックシート・添付書類》	46
【事例7】 農地等についての納税猶予及び免除の特例(暦年課税)を適用する場合	50
《農地等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の添付書類》	53
【事例8】 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例(暦年課税)を適用する場合	54
《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の添付書類》	55
III 「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書の作成	
確定申告書等作成コーナーの入力手順など	56
IV 各種特例の概要等	
1 贈与税の配偶者控除の特例	61
2 住宅取得等資金の非課税	62
3 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例	65
4 震災に係る住宅取得等資金の非課税	67
5 農地等についての納税猶予及び免除の特例	69
6 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例	72
7 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除・税額控除の特例	76
8 医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例	80
9 相続時精算課税の適用を受ける山林についての相続税の課税価格の軽減措置	81
10 災害により被害を受けた場合	81
【参考】 贈与税(暦年課税)の税額の計算明細	82
相続時精算課税選択届出書(様式)	84
取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領	86

○ 贈与税・相続税の税制改正などに関する情報を確認する場合は、国税庁ホームページの「**相続税・贈与税特集**」www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm (ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き「相続税・贈与税・事業承継税制関連情報」)をご利用ください。

「**確定申告書等作成コーナー**」で贈与税の申告書を作成しましょう!作成した申告書は書面で郵送又はe-Taxで送信!

贈与税の申告書は

国税庁ホームページで作成・印刷して郵送等で提出又はe-Taxで送信！

国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」で
贈与税の申告書が作成できます。

まずは、国税庁ホームページへアクセス

www.nta.go.jp

国税庁

検索

国税庁ホームページから
「確定申告書等作成コーナー」へ

国税庁ホームページ ※この画面は、平成27年10月現在のものです。



画面の案内に従い、
必要事項を入力すると・・・



もっと詳しく!!
56ページをご覧ください。



◎ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、税務署へ提出する税務関係書類には、個人番号の記載が必要となります。具体的には、①申告書を提出する方は平成28年分以降の申告書（一般的には平成29年以降に提出するもの）に、②申請・届出書を提出する方は、原則として、平成28年1月以降に提出する申請・届出書に、個人番号を記載して提出する必要があります。

また、税務署に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付する必要があります。

なお、社会保障・税番号制度全般に関する情報は内閣官房ホームページを、国税分野に関する情報は国税庁ホームページ及びe-Taxホームページをご覧ください。

- ▶ 内閣官房ホームページ (www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html)
- ▶ 国税庁ホームページ (www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm)
- ▶ e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/yokuaru.htm)



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。